

令和5年度 集団指導

川口市 福祉部 福祉監査課 指導第1係

1

目次

- 1 はじめに
- 2 保育所運営について
- 3 避難訓練について
- 4 児童に関する計画について
- 5 自己評価について
- 6 検食について
- 7 おわりに

2

1 はじめに

令和5年度保育施設等指導監査方針

(1) 目的

保育施設の事業者に対する指導監査は、施設の適正かつ円滑なる実施を確保することを目的として実施する。

(2) 指導方法

① (個別) 指導監査

② 集合監査

3

1 はじめに

令和5年度保育施設等指導監査方針

① (個別) 指導監査

最低基準等の実施状況が関係法令に照らし適正に実施されているかどうかを対象事業者の事業所や施設等において、実地に関係書類等を確認し、関係者から説明を求める面談の方法で実施する。

② 集合監査

適正かつ円滑なる実施を確保するため、事業者に対する必要な情報伝達の場合であると位置付け、年に1度実施する。

4

1 はじめに

令和4年度指導監査結果概要

実施期間

令和4年4月18日（月）～令和5年1月13日（金）

195園で定期指導監査を実施

公設公営25園、公設民営15園、民設民営89園

小規模59園、事業所内4園、認定こども園3園

文書指摘の件数（定期指導のみ）

別紙のとおり

5

2 保育所運営について

就業規則 ⇒常時10人以上の労働者を使用する場合に
定める必要有り

ポイント

関係法令の改正や園の実態に
合わせて適時見直すこと

育児・介護休業法
の改正

変形労働時間制の
採用や変更

6

2 保育所運営について

賃金（給与）規程 ⇒常時10人以上の労働者を使用する場合に定める必要有り

ポイント

実際の支払内容と整合性を図ること

賃金（給与）
規程

給与明細

7

2 保育所運営について

就業規則や賃金（給与）規程を変更する場合

ポイント

職員代表の意見を付して
労働基準監督署へ届出する

就業規則
賃金（給与）規程



職員代表の意見



労働基準監督署

8

2 保育所運営について

36条協定

ポイント

協定の起算日までに
労働基準監督署へ届出する

1年単位の協定
(毎年締結が必要)

起算日までに
届出が必要

⇒協定の期間が、令和5年4月1日～令和6年3月31日の場合

届出が令和5年4月2日以降になってしまうと...
協定の起算日(4月1日)から届出後受理されるまでの間、
協定は無効のままです。

9

2 保育所運営について

24条協定

ポイント

法定外控除を行っている場合は
締結が必要

給食費

社宅の
自己負担分

親睦会費や
積立金

⇒24条協定の有効期限は、自動更新の規定を定めることで
1年以上とすることができます。
また、労働基準監督署への届出は必要ありません。

10

2 保育所運営について

よくある指摘事項

・就業規則に関係法令の改正が反映されていない。

・賃金（給与）規程に定めのない手当が支給されている。

→役職手当や資格手当などの各手当が、賃金規程に定められていない、定められた金額どおりに支給されていない事例がありました。

・36条協定を締結した場合に、協定の起算日までに労働基準監督署への届出がされていない。

11

3 避難訓練について

避難訓練と消火訓練

ポイント

どちらも毎月1回は実施が必要

記録の作成

浸水想定区域と
土砂災害警戒区域

風水害訓練も実施

12

3 避難訓練について

避難訓練と消火訓練の記録

- ・ 日時
- ・ 参加者
- ・ 訓練の内容
- ・ 反省点や改善点

⇒次の訓練時に、反省点や改善点を生かすことができるように、必ず記録をつけて保管してください。

13

3 避難訓練について

避難確保計画に基づく避難訓練 ⇒浸水想定区域や土砂災害警戒区域内にある園は、風水害訓練を年1回実施し、市に報告する必要があります。

ポイント

市への報告が必要

公設民営保育所

保育運営課
庶務係

民設民営保育所
認定こども園

保育幼稚園課
給付係

地域型保育事業所

子ども総務課
政策係

⇒毎月実施する避難訓練のうちの1回を、この風水害訓練とすることができます。

14

3 避難訓練について

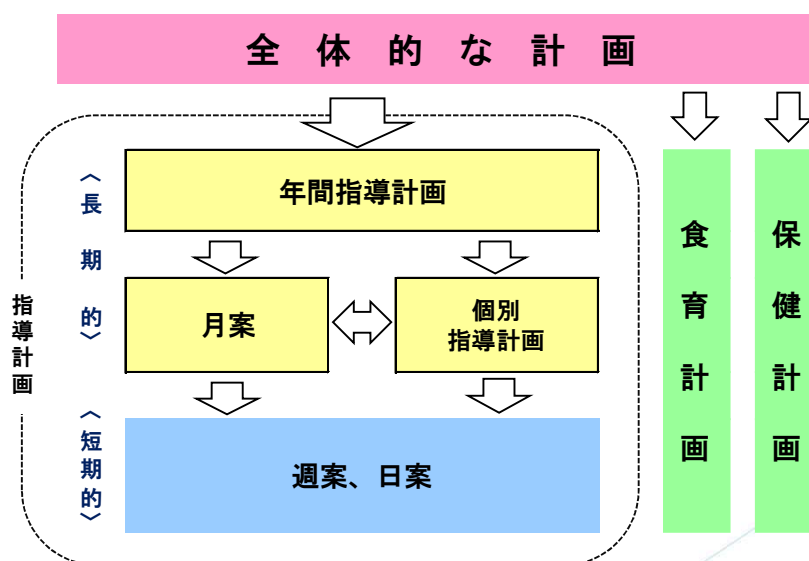
よくある指摘事項

・消火訓練が毎月1回以上行われていない。

・避難訓練及び消火訓練を実施しているが記録に不備がある。

15

4 児童に関する計画について



16

4 児童に関する計画について

全体的な計画

年間指導計画

月案

個別指導計画

週案、日案

- ・ 歳児ごとの作成
- ・ 月案については月ごとの作成

- ・ 3歳未満児
- ・ 障害のある子ども

17

4 児童に関する計画について

●よくある指摘事項

・ 月ごとの指導計画が作成されていない。

→ 4・5月や7・8月等、登園児が少ない時期について
2か月まとめた計画になっている、2か月とも同じ内容
になっているといった事例がありました。

⇒ 月案については、児童の成長や生活実態に即して、
月ごとの作成をお願いします。

18

4 児童に関する計画について

●よくある指摘事項

・歳児ごとの指導計画が作成されていない

→1・2歳児をワンフロアで合同保育しているため、どちらの歳児の指導計画も同じ内容で作成されているといった事例がありました。

⇒週案・日案等の短期的な計画については、日々の活動や保育内容が全く一緒なのであれば不自然ではないですが、少なくとも年間指導計画・月案等の長期的な計画については、歳児ごとに作成してください。

19

4 児童に関する計画について

●よくある指摘事項

・障害児の個別指導計画が作成されていない

→関係機関との連携記録はあるが、個別指導計画を作成していないといった事例がありました。

⇒障害のある児童については個別指導計画の作成をお願いします。

20

5 自己評価について

保育士等の自己評価

保育にあたる全ての職員が対象
(非常勤・派遣含む)



保育所の自己評価

保育士等各々の自己評価を踏まえ、
共通理解のもと実施

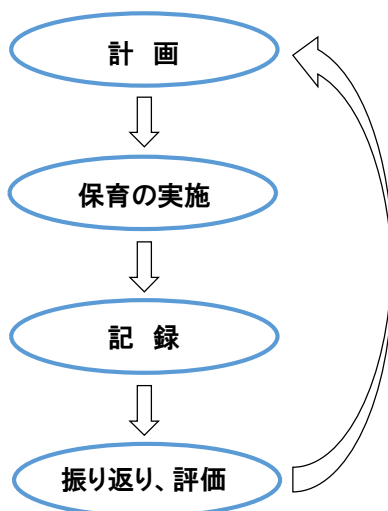


公表

園だよりに掲載、園HPで公開
園内掲示等による公表

21

5 自己評価について



改善・充実
||
質の確保・向上

22

5 自己評価について

●よくある指摘事項

・一部の保育従事者の自己評価が行われていない。

→常勤職員や正規雇用職員のみ実施し、非常勤職員や派遣職員については実施していないという事例がありました。

⇒自己評価は、職員個人の資質の向上という意味合いだけでなく、日々の保育の課題等を見つける意味合いもありますので、保育にあたる全ての職員が実施してください。

23

5 自己評価について

●よくある指摘事項

・保育所の自己評価が公表されていない。

⇒公表することで、閲覧した保護者や地域の方から意見等が寄せられ、それが保育内容の改善につながることを期待されますし、保育所でどのような保育が実施されているか理解・共有がはかれる機会にもなりますので、公表していただくようお願いいたします。

24

6 検食について

子どもに提供する給食については、検食を行い、異味、異臭その他異常がないか、子どもに適した食事内容になっているか、確認してください。

*必ず食事提供前に実施してください。

*検食の結果（検食者名、検食時間、意見）を記録してください。

25

6 検食について

●よくある指摘事項

・検食を食事提供後に行っている。

⇒検食は児童への安全面から実施していただくものですので、必ず児童が口にする前に実施してください。

26

6 検食について

●よくある指摘事項

・検食簿に必要事項の記載がない。

- ・検食者名
- ・検食時間
- ・検食者の意見

⇒万が一、園で食中毒が発生した場合などに、検食の実施方法などに問題がなかったか、園の対応に不備がなかったかを説明する証拠になりますので、必ず記録していただくようにお願いします。

27

6 検食について

●よくある指摘事項

・検食の実施漏れがある。

- ・お茶、牛乳等の飲み物
- ・離乳食
- ・市販のおやつ
- ・アレルギー代替食

⇒児童の口に入るものについては全て検食していただく必要があります。また、検食を実施した場合は、全て検食簿に記録してください。

28

7 おわりに

今年度の（個別）指導監査の予定

小規模保育事業所、事業所内保育事業所

⇒ 5・6月実施

公設民営保育所

⇒ 7月実施予定

民設民営保育所

⇒ 7～12月実施予定

認定こども園

⇒ 1月実施予定

29

7 おわりに

今年度から新たに追加された点検項目

・ **安全計画の策定、周知、研修及び訓練**

⇒ 義務化（保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所）※

・ **自動車を運行する場合の児童の所在確認**

⇒ 義務化（保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所）※

・ **業務継続計画の策定、訓練**

⇒ 努力義務化（保育所、認定こども園）

・ **感染症、食中毒の予防等のための研修・訓練の実施**

⇒ 努力義務化（保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所）

※認定こども園は従前からの対応を準用

30